

酪農・畜産農家向けの金融支援策について

- 飼料や燃料等の価格上昇等により、
資金繰りに困っている場合

農林漁業セーフティネット資金による 長期・低利融資

- ・農林漁業セーフティネット資金等※1の融資について、
貸付当初5年間は、金利負担軽減措置が受けられます。
更に、実質無担保等での融資が受けられます。
※1 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金（負債整理のみ）等
- ・農林漁業セーフティネット資金について、
物価高騰等の影響を受けた場合は、年間経営費等の6/12※2又は
600万円を別枠として限度額を措置する特例を設けています。
※2 簿記記帳を行っている場合

～農林漁業セーフティネット資金の概要～

償還期限：15年以内（据置3年以内）
借入金利：1.25%～1.85%（R7.9.19現在）
貸付当初5年間の金利負担軽減措置（最大2.0%の金利引下げ）
限度額：
年間経営費等の6/12※2又は600万円以内
物価高騰の影響を受けた場合、
年間経営費等の6/12※2又は600万円以内を別枠で措置

酪肉支援資金による借換

- ・酪農・肉用牛経営に対し、3年分の償還額の借換えにより資金
繰りの安定を支援します。

～酪肉支援資金の概要～

令和7年度 ALIC事業

貸付対象：酪農・肉用牛経営（65歳以上の場合は後継者を確保していること）
償還期限：25年以内（据置5年以内）
借入金利：2.10%（R7.9.19現在の金利で仮置）
貸付限度額：3年分の償還額

- 借り入れた資金の返済に困っている場合

返済猶予等の条件変更

- ・国は、金融機関等関係者に対し、繰返し、既往負債の返済猶予等の配慮
を要請しています。
- 令和5年3月、10月及び令和6年10月に、
農水省等担当部局連名で畜産経営者に対する償還猶予等の対応を要請
- 令和6年3月、6月、11月及び令和7年3月に、
関係省庁連名で資金繰り等の支援の徹底を要請



さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

長期・低利の借換資金

- ・返済が困難となった農業者の方は、畜産リノベ資金、経営体育成強化資金
などの負債整理資金の利用が可能です。

～畜産リノベ資金の概要～

ALIC事業

- ・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の
返済額を限度として、長期・低利の借換資金の
融資が受けられます。（R9年度に条件付で残額
一括借換可能）
- ・併せて、経営改善に向けた取組について、指
導・助言を受けることができます。

償還期限：

肉用牛・酪農 25年以内（据置5年以内）

養豚 15年以内（据置5年以内）

借入金利：2.10%（R7.9.19現在）

～経営体育成強化資金の概要～

公庫資金

- ・経営改善計画を策定し、期間中の5年間（特認
10年間）における既往負債の支払金の合計額に
対する借換資金の融資が受けられます。
- ・経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も
融資が受けられます（金利負担軽減措置等の対
象外）。

償還期限：25年以内（据置3年以内）

借入金利：2.10%（R7.9.19現在）

※その他、農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）が営農負債の借換に利用可能です。

- 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。